

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第49号

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1Bの項中「当該年度分」を「入所の実施を決定された日の属する年度（4月1日から6月30日までの間に入所の実施を決定された場合は、その前年度）分（以下「当該年度分」という。）」に改め、同表C₁の項中「C₁」を「C1」に改め、「除き」の次に「、」を加え、同表C₂の項中「C₂」を「C2」に改め、同表D1の項中「前年分」を「、入所の実施を決定された日の属する年の前年（1月1日から6月30日までの間に当該入所の実施を決定された場合は、前々年）分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。